

Ⅸ 参考資料

1 農薬の剤型

剤 型 名	内 容
粉 剤	農薬原体を粘土などの鉱物質微粉で希釈し、必要に応じて分解防止剤などを添加し、微粉となるように製剤化したものであって、そのまま使用する製剤の総称。慣用的名称として、ドリフトが少ない「DL粉剤」がある。
粒 剤	細粒となるように製剤化したものであって、そのまま使用する製剤。
粉 粒 剤	微粉、粗粉、微粒及び細粒が混じりあった製剤。慣用的名称として、「微粒剤」のほか、ドリフトが少なく付着性も高い「微粒剤F」、水利の悪い耕地でも使いやすい「細粒剤F」などがある。
粉 末	粉状の製剤であって、他の剤型に該当しないものの総称。これは、規格化されている粉剤と明確に分けるために設けられた剤型名である。
水 和 剤	水和性を有し、水に懸濁させて用いる製剤。慣用的名称として、顆粒状の製剤では「顆粒水和剤」、「ドライフロアブル」、「WG」、「WDG」とも呼ばれている。一方、最初から水に懸濁している「フロアブル剤」、「ゾル剤」や固体原体と液体原体が水に分散している「サスポエマルション剤（SE）」も分類上は水和剤に含まれている。
水 溶 剤	水溶性の粉状、粒状などの固体の製剤で、水に溶解して用いる。
乳 剤	水に溶けにくい農薬原体を有機溶媒に溶かし乳化剤を加えた油状液体の製剤で、水に希釈し乳濁した状態で用いる。有機溶媒をほとんど水に替えた「EW」も乳剤に含まれている。
液 剤	水溶性液体の製剤で、そのまま、または水に希釈、溶解して用いる。「マイクロエマルション剤（ME）」は液剤に分類されている。
油 剤	水に不溶の液体製剤で、そのまま、または有機溶剤に希釈して用いる。
エアゾル	蓄圧充てん物であり、内容物が容器からバルブを通じて霧状に噴出する農薬の総称。
マイクロカプセル剤	当該農薬の有効成分を高分子膜などで均一に被覆し、マイクロカプセル化という操作を経て製剤化した農薬の総称。
ペースト剤	糊状の製剤であって、他の剤型に該当しないもの。
くん煙剤	通常、発熱剤、助燃剤を含んだ製剤であって、加熱により当該農薬の有効成分を煙状に空中に浮遊させて使用する製剤。
くん蒸剤	当該農薬の有効成分、または有効成分に由来する活性物質を密閉またはそれに相当する条件下で気化させて、殺虫・殺菌などに用いるもの。
塗布剤	当該農薬を主として農作物などの一部に塗布し、またはこれに類似する方法で使用する製剤の総称。

出典：一般社団法人日本植物防疫協会『農薬概説 2024』